

消防危第 175 号
平成17年8月19日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長



「屋外貯蔵タンクの保温材としてのウレタンフォームの難燃性の判断基準について」
の一部改正について

屋外貯蔵タンクの保温材としてウレタンフォームを使用する場合のウレタンフォームの難燃性の判断基準については、「屋外貯蔵タンクの保温材としてのウレタンフォームの難燃性の判断基準について」（昭和51年9月25日付け消防危第57号。以下「57号通知」という。）に基づき適正な運用をお願いしているところですが、今般、燃焼試験に使用する試験装置の定置用わく台について、57号通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

つきましては、貴管内の市町村に対しても、この旨周知されますようお願い致します。

記

2 試験装置等中「アスベスト台」を「断熱性及び不燃性を有する台」に改める。